

# 乳製品の製造・販売における連携等に関する協定書

水戸市と常陸太田市とは、ナチュラルチーズその他の乳製品（以下「乳製品」という。）の製造・販売における連携及び協力（以下「連携等」という。）について、次の条項により協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、水戸市及び常陸太田市が、乳製品の製造・販売において、密接に連携し、相互に協力することにより、両市の農畜産業その他の産業の発展に寄与することを目的とする。

## （対象事項）

第2条 水戸市及び常陸太田市は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携等を行うものとする。

- （1）乳製品の品質向上に関すること。
- （2）乳製品の製造技術の向上に関すること。
- （3）乳製品の販売・流通に関すること。
- （4）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の連携等に関する詳細については、水戸市及び常陸太田市が協議の上決定するものとする。

## （公表等に関する事前通知）

第3条 水戸市及び常陸太田市は、この協定に基づく連携等に関し、公表等をしようとするときは、あらかじめその内容を相手方に通知するものとする。

## （協議）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

## （期間）

第5条 この協定は、協定の日から令和5年3月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の6か月前までに、水戸市又は常陸太田市から何らかの申出がないときは、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和3年4月20日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市

水戸市長            高   橋            靖

茨城県常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市

常陸太田市長      大 久 保          太一